

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

上尾久喜線	路線名
久喜市樋ノ口字天沼七九二番一地从先から同市樋ノ口字表五七二番七地先まで	供用開始の区間
令和五年十二月二十一日	供用開始の期日
令和五年十二月十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一二五・一四メートル	備考